

指名停止措置

安芸市が発注する令和5年度広報あき印刷製本業務の一般競争入札に関し、令和5年3月30日に落札したにもかかわらず、入札金額に錯誤があったとして契約を辞退した。

ついては、安芸市建設工事等請負業者指名停止措置要綱に準じ、同要綱別表第2の第4項（不正又は不誠実な行為）の規定に相当する期間、指名停止を措置する。

指名停止業者及び指名停止措置期間

番号	商号及び名称	代表者職氏名	主たる営業所の所在地	指名停止期間
1	株式会社 美統	代表取締役 宮本 紘延	高知市瀬戸2丁目5番54号	令和5年4月4日から令和5年5月31日まで